

本資料は、現時点での事務局による項目案を、富津市一般廃棄物処理基本計画骨子(案)として取りまとめたものです。今後審議会にて調整を図り、ごみ処理、食品ロス削減推進及び生活排水処理の基本計画の素案として策定していきます。

富津市一般廃棄物処理基本計画 骨子(案)

第1章 基本的事項	
1. 計画策定の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・国と本市の廃棄物行政の背景をまとめます。 ・国の将来像を踏まえ、本市の将来像を本基本計画で方向付けます。 ・国内外の主な動向として以下のとおりです。 ◆持続可能な開発目標(SDGs) ◆サーキュラー・エコミー(循環経済)への移行 ◆脱炭素社会の実現 ◆海洋プラスチック問題
2. 計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・本基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき策定するものです。 ・上位計画である「富津市みらい構想」や「富津市環境基本計画」及び千葉県に関連計画との関係性を図示します。
3. 計画の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・本基本計画は、ごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画、生活排水処理基本計画で構成していることの説明を行い、図示します。
4. 計画目標年次	<ul style="list-style-type: none"> ・前回基本計画は平成 21 年度(2009 年度)に策定され、平成 21 年度(2009 年度)を計画初年度、平成 30 年度(2018 年度)を中間目標年次、令和5年度(2023 年度)を目標年次としています。 ・その後の制度改正や廃棄物処理を取り巻く社会情勢の変化、数値目標や施策等についての達成度や各々の取組の進捗状況を踏まえて、令和 5 年度(2023 年度)からの新たな一般廃棄物処理基本計画を策定し、目標年次を令和 20 年度(2038 年度)とします。 ・食品ロス削減推進計画の目標年次についても、本基本計画に準じ令和 20 年度(2038 年度)とします。
第2章 富津市の概要	
1. 自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・地勢や位置、気象状況、河川や海域の水質の状況をまとめます。
2. 社会環境	<ul style="list-style-type: none"> ・人口、産業、土地利用、交通、観光についてまとめます。
3. 将来推計人口の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・富津市人口ビジョン2040で推計した将来人口を明記して、他の計画との整合性を図ります。

第3章 ごみ処理基本計画	
1. ごみを取り巻く社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令、国指針等の改正等の状況を説明します。 ・千葉県における関連計画の概要として、第10次千葉県廃棄物処理計画における千葉県の取組と数値目標を明らかにします。
2. ごみ処理の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本市のごみ排出状況、中間処理状況、最終処分状況、再資源化状況をフローで分かりやすく説明します。
3. 課題の整理と対応策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・本市と都市形態が類似している類似団体と、近隣団体との比較を示します。 ・これにより他自治体との相違点を明らかにし、課題を整理します。 <p>※類似団体とは、財政比較分析表において全国の自治体を類型別に分類したもの。近隣団体とは、本市と隣接あるいは共同処理を行っている君津市、木更津市、袖ヶ浦市の3市。</p>
4. 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・国が定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成28年1月21日改正)を踏まえ、新たな基本理念・基本方針を定めます。 <p>※別紙に基本理念と基本方針の考え方を示します。</p>
5. 削減目標	<ul style="list-style-type: none"> ・現状のごみ減量施策をそのまま維持した場合の将来量を予測するパターンと、リサイクルを重視した施策効果を得た場合の将来量を予測するパターンを比較し削減目標を決定します。
6. 目標達成に向けた施策	<ul style="list-style-type: none"> ・目標を達成するための減量化・資源化に関する施策を検討します。
7. 各主体の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・各主体とは、市民、事業者、行政(市)の3者のことを指し、それぞれの立場で取り組むべき事項を、重点的な施策と基本的な施策に分けてわかりやすくまとめます。
8. 収集・運搬計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの収集運搬に関する計画を明記します。

	9. 中間処理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの中間処理に関する計画を明記します。 ・可燃ごみは7自治体により新たに構築する上総安房クリーンシステムによる処理を、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについては別途策定予定の「富津市一般廃棄物処理施設整備基本構想」との整合を図ります。
	10. 最終処分計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの最終処分に関する本市の計画を明記します。
第4章 食品ロス削減推進計画		
	1. 計画の基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品であり、生産段階・製造段階・流通段階・消費段階において発生しています。このような社会情勢を整理して計画策定の趣旨をまとめます。 ・国では「食品ロス削減推進法」を制定しており、同法第13条第1項の規定に基づいた上で、「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」及び「千葉県食品ロス削減推進計画」を踏まえて本計画を策定します。
	2. 食品ロスの現状	<ul style="list-style-type: none"> ・国の推計した食品ロス率等を用いて千葉県で発生している食品ロスの現状をまとめます。
	3. 基本理念、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減の推進は、ごみ処理基本計画の重点施策の1つとして考えられます。食品ロス削減推進計画の基本理念は、ごみ処理基本計画の基本理念に準じます。
	4. 基本的施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・発生抑制を目的とした施策、循環型社会の推進に向けた施策、推進体制の整備に向けた施策についてそれぞれの展開を明記します。
	5. 各主体の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者、行政(市)の3者それぞれの立場で取り組むべき事項を、食品ロス削減の施策に特化してわかりやすくまとめます。
	6. 計画の効果的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減の推進体制と計画の進捗管理について明記します。
第5章 生活排水処理基本計画		
	1. 生活排水処理の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的、総合的な視点から計画的に生活排水処理を行うため、計画目標年次における本市内の生活排水処理方法等の基本方針を定めます。

2. 生活排水を取り巻く社会情勢	・生活排水処理対策のための関係法令及び計画をまとめ、国や千葉県の動向を明らかにし、本市が今まで取り組んできた計画についてまとめます。
3. 生活排水処理の状況	・生活排水処理の状況は、公共下水道計画と密接に関連しています。君津富津広域下水道組合の状況を踏まえて、本市の合併処理浄化槽等生活排水処理の状況をまとめます。
4. 課題の整理と対応策の検討	・生活排水処理の実態、下水道、河川等公共水域の水質保全状況、周辺市町村の処理状況及び法制度の現状等を総括して課題について整理し、対応策の検討を行います。
5. 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・水は自然環境の中で重要な要素の一つであり、地域の快適な生活環境を生み出し、人々の心に潤いと安らぎを与えています。 ・こうした水及び水環境の重要性を知り、水環境を良好に保全し、次の世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた責務です。 ・これらを踏まえ、本計画の基本理念は環境基本計画の目指す環境像に準じ、『豊かな自然が残り 多様な緑が織りなすまち 富津』とします。
6. 目標	・公共下水道計画を勘案して、将来の処理形態別収集人口の予測を行い、目標年次(令和 20 年度)におけるし尿及び浄化槽汚泥の目標とする量を算出します。
7. 目標達成に向けた施策	<ul style="list-style-type: none"> ・目標を達成するための施策をまとめます。 ・排出抑制の方法や汚泥の再資源化の方法などをまとめます。
8. 各主体の取組	・市民、事業者、行政(市)の3者それぞれの立場で取り組むべき事項をまとめます。
9. 生活排水適正処理の取組	・生活排水の適正処理に関する本市の取組をまとめます。

富津市一般廃棄物処理基本計画 基本理念及び基本方針について

前回基本計画の基本理念を以下に示します。

本市の将来の都市像である「躍動とにぎわい 安らぎとふれあいの交差するまち ふつつ」を目指し、市民、事業者、行政それぞれが自覚と責任を持って、個々に、また協働して4Rを実践し「自然と調和した快適な生活環境のまちづくり」を推進することとします。

今回の計画ではさらに踏み込んで“もっと”快適な生活環境のまちづくりを目指すことを目標とします。

『誇りと愛着を持てるまち ふつつ』(みらい構想より)を参考に、生活環境の向上に取り組み、誰もが住みやすく、住み続けたいと思えるまちづくりをしていくとともに、環境意識を高め、豊かな自然を将来に引き継ぐための取組が重要となります。

これらをキーワードにすると…

「豊かな自然と調和した持続可能な生活環境」

「誰もが参加できる持続可能な生活環境」



上記のキーワードより、今回新たに策定する本基本計画の基本理念の案を以下に示します。

「豊かな自然と調和した誰もが参加できる持続可能な生活環境のまちづくり」

基本理念「豊かな自然と調和した誰もが参加できる持続可能な生活環境のまちづくり」を携え、本市が循環型社会の形成に資するため、循環型社会形成推進基本法の趣旨及び上位計画に即した基本方針および重点施策、基本施策を以下のとおり定めます。

基本方針

- ① 各主体(市民、事業者、市)の協働によるごみの減量化を推進します
- ② 循環型社会での総合的な再資源化を推進します
- ③ 適正排出と適正処理を推進します

重点施策

- ① 分別の徹底と再資源化の推進
- ② プラスチックごみの削減と資源循環の推進
- ③ 食品ロス削減の推進



基本施策

啓発・指導の強化
 分別品目の再検討
 効率的なごみ処理の推進
 ごみ処理施設の適切な運営
 災害廃棄物の適正処理